

美瑛町告示第11号

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月1日

美瑛町長 角 和 浩 幸



1 都市計画の種類

下水道

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 美瑛公共下水道

(2) 位置

① 排水区域を変更する土地の区域

・縮小する区域

縦覧に供する都市計画の図書のとおり

3 都市計画の案の縦覧場所

美瑛町役場3階 建設水道課